多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和７年６月３０日

津　幡　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
１号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		津幡町字湖東地内	無	R7 年度～R11 年度	才田町環境保全組合
		○		津幡町字湖東地内	無	R7 年度～R11 年度	井村辰二郎